

帯広市公式ホームページ関連システム一式の賃貸借契約公募型プロポーザル実施要領

1 実施の理由

帯広市公式ホームページは、平成24年度にリニューアルを行ってから8年が経過し、高度化・多様化する閲覧者のニーズやアクセシビリティへの対応が求められるなか、管理・運営が煩雑・困難な状況となっている。具体的には、カテゴリ分類やリンク・ナビゲーションなどが適切に管理されていない面があり、閲覧者から「情報が点在し、必要な情報にたどり着けない」「情報更新が遅い」などの意見が寄せられており、サイト構成やシステムの機能改善が求められている。さらには、緊急時の情報発信や、スマートフォン・タブレットなどの情報機器や新しいソーシャルメディアへの対応も課題となっている。

そのため、新たなCMSを導入し、ホームページの全面的なリニューアルを行うとともに、LINEなどのツールと連携することで、デザイン面・コンテンツ面の充実を図り、市政情報をわかりやすく伝えると同時に帯広市の魅力をより印象的に伝えられるサイトの構築を目指すものである。

システムについては、各事業者が独自のCMSシステムを開発しており、事業者によって提供する機能やサービス内容に差異があることから、価格だけの比較では、本市にとって最適なシステムを提供する事業者を特定できないため、企画・開発力等の観点から総合的に判断する必要がある。

よって、「帯広市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づきプロポーザル方式により事業者を特定しようとするものである。

2 業務の概要

別紙1「帯広市公式ホームページ関連システム一式の賃貸借契約仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 担当部課

帯広市 政策推進部 広報秘書室 広報広聴課

4 プロポーザル方式の形式

公募型プロポーザル

5 参加資格条件

- 帯広市公式ホームページ関連システム一式の賃貸借契約公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「JV」という）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、全ての構成企業が要件を満たすこと。単独で参加する場合は、他の共同企業体の構成企業として参加申し込みをしないこと。
- (1) 帯広市の競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
 - (2) 帯広市の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成6年12月1日制定）による指名停止期間中でないこと。

- (3) 個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの）等の認証取得又は事業所内での情報セキュリティポリシーの策定等）を講じていること。

6 公募要領の入手方法

帯広市ホームページからダウンロードするか、帯広市庁舎3階の広報広聴課にて配布。

7 参加申込

(1) 提出書類

公募型プロポーザル参加申込書（第1号様式）

JVの場合は、参加申込書のほかに、共同企業体の組織構成などがわかる資料の写しを提出すること。

(2) 提出方法

帯広市政策推進部広報秘書室広報広聴課に持参又は郵送

(3) 提出期限

令和2年4月13日（月）午後5時30分（必着）

(4) 参加資格の有無の確認結果

参加資格の確認結果については、資格の有無にかかわらず各参加申込者に通知する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

別紙2「企画提案書作成要領」を参考にして作成すること。

(ア) 別紙1「仕様書」に定める要件を満たすことが明らかになるように作成すること。

(イ) その他、別紙3「審査実施要領」を参照の上、評価可能となるよう作成すること（任意様式）。

イ 業務にかかる経費を別添見積書に記入して提出すること。

ウ パンフレット等

エ 導入実績調書（任意様式）

今回提案するシステムについて、官公庁等（公営企業、独立行政法人等を含む。以下同じ。）で過去3年間（平成29年4月1日から令和2年3月31日までの間に締結された契約とする。以下同じ。）に実施された、本件と同等規模の案件を記載し、官公庁などの名称、人口規模、導入時期など、必要な情報を明示すること。また、契約書の写し等実績を証明する資料を添付すること。

※審査は匿名で行うため、提案書の中に社名が判別できる事項を記載しないこと。

ただし、実績を証明する資料については社名が判別できる標記をした上で、紙媒体の正本のみに添付すること。

(2) 提出方法

帯広市政策推進部広報秘書室広報広聴課に持参又は郵送

(3) 提出期限

令和2年5月18日(月)午後5時30分(必着)

(4) 提出部数

ア 紙媒体

正本1部、副本12部とする(A4サイズ用の紙を用いること。A3を織り込むことは可)。

イ 電子媒体(CD又はDVD) 1部

※提出のあった資料は返却しない。

9 説明会

開催しない。

10 質疑・回答

(1) 受付期間

令和2年4月15日(水)～30日(木)

(2) 提出方法

質問書(任意様式)を電子メール又はFAXのいずれかの方法により帯広市政策推進部広報秘書室広報広聴課に提出するもの。

(3) 回答方法等

質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、電子メール又はFAXのいずれかの方法により回答する。なお、回答は、質問者を含めたすべての参加申込者に知らせるとともに、帯広市ホームページに回答内容を公表する。

11 審査方法等

(1) 審査方法

審査については、帯広市公式ホームページ関連システム一式の賃貸借契約プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)において、企画提案書を提出した者の中から、別紙3「審査実施要領」に基づき、一次審査及び二次審査の内容を委員会の委員が評価(点数化)し、各委員の評価点(一次審査と二次審査の合計点数)の総合計が最も高い者を事業者として特定する。

なお、最も評価点が高い者が2者以上あるときは、次の順で比較し、順位を決定する。

ア 構築に関する項目の各委員の評価点の合計

イ 保守及び運用支援に関する項目の各委員の評価点の合計

ウ システムに関する項目の各委員の評価点の合計

(2) 一次審査について(書面)

企画提案書及びCMS機能要件一覧表の内容に基づき、一次審査(提案書に対する評価、機能に対する評価)を行い、評価点の高い順に4者を二次審査の対象とする。ただし、各委員の一次審査の評価点の合計が、満点であった場合の6割に満たない場合は、二次審査の対象外とする。

一次審査の結果については、採否に関わらず、すべての企画提案書の提出者に通知する。

(3) 二次審査について（プレゼンテーションの実施等）

一次審査を通過した者はプレゼンテーションを行うこととし、プレゼンテーションの内容及び経費見積書に基づき、二次審査（プレゼンテーションに対する評価、価格の評価）を行う。

なお、実施日・場所等については、一次審査の結果とともに通知する（実施日は令和2年6月3日を予定）。プレゼンテーションの時間は、1事業者45分（質疑応答時間は別に15分）以内とし、パソコンは事業者が準備する。

企画提案者が1者のみである場合も上記プレゼンテーションを実施する。各委員の評価点（一次審査と二次審査の合計点数）が、満点であった場合の6割を下回る場合、事業候補者の特定は行わない。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、採否に関わらず、すべての二次審査参加者に通知する。

12 契約の締結

特定された事業候補者と具体的な事業内容を協議した上で、当該業務の仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約期間をシステム稼働期間（5年間）とする賃貸借契約を締結する。ただし、当該事業候補者との調整・協議が不調に終わった場合は、次点の企画提案書提案者と協議できるものとする。

13 スケジュール

令和2年4月1日（水）	案件公表、提案者公募
令和2年4月13日（月）	参加申込書提出期限
令和2年4月15日（水）	参加資格決定、通知、質問書受付開始
令和2年4月30日（木）	質問書提出期限
令和2年5月18日（月）	企画提案書提出期限
令和2年5月27日（水）	一次審査結果・プレゼンテーション案内通知
令和2年6月3日（水）	二次審査（プレゼンテーション実施）、事業者の特定
令和2年6月8日（月）予定	選定結果通知、事業者と契約内容の協議開始
令和2年6月12日（金）予定	契約締結

14 企画提案書の取扱い

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合

ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 本実施要領に違反すると認められる場合

カ 2つ以上の企画提案をした場合又は他社の代理をした場合（ただし、協力事業者等が複

数の企画提案に含まれている場合はこの限りではない。)

キ その他、本市担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

ク 上記ア～キに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合等、委員会が失格であると認めた場合

(2) 提出書類の変更

提出期限後における提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない（誤字、脱字の修正等、軽微なものを除く）。

(3) 辞退

企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

(4) 費用負担

企画提案書の作成・提出やプロポーザル方式への参加に要する経費等は、企画提案書提案者の負担とする。

(5) その他

ア 提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

イ 提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 提出された企画提案書等は帯広市情報公開条例（平成 12 年条例第 1 号）に基づく情報公開請求の対象となる。

15 留意事項

業務を遂行するにあたっては、帯広市の条例、規則及び関係法令を遵守するものとする。

16 問合せ先

帯広市 政策推進部 広報秘書室 広報広聴課

〒080-8670 帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地 帯広市役所本庁舎 3 階

電話番号：0155-65-4109、FAX 番号：0155-23-0156

Eメール：report@city.obihiro.hokkaido.jp